

第10回

熊本県議会

# 議会運営委員会会議記録

平成30年10月29日

閉 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

## 第 10 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

平成30年10月29日(月曜日)

午前9時59分開議

午前10時11分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 次期定例会について
- 2 その他
  - (1)大型スクリーンの設置に伴う議運申し合わせの一部改正について
  - (2)その他

出席委員等(11人)

委員長	溝口幸治
副委員長	淵上陽一
委員	山本秀久
委員	西岡勝成
委員	前川收
委員	藤川隆夫
委員	松田三郎
委員	鎌田聡
委員	吉永和世
委員	池田和貴
議長	坂田孝志

欠席委員等(3人)

委員	小杉直
委員	城下広作
副議長	森浩二

執行部出席者

総務部政策審議監	青木政俊
財政課長	下山薫
審議員兼財政課課長補佐	福原彰宏
審議員兼財政課課長補佐	坂本弘道

事務局職員出席者

議会事務局長	吉田勝也
議会事務局次長	
兼総務課長	横井淳一

議事課長	中村誠希
政務調査課長	上村祐司
審議員兼議事課課長補佐	村田竜二
審議員	
兼政務調査課課長補佐	東敬二
総務課課長補佐	森田学
総務課課長補佐	中原伸二
議事課課長補佐	下崎浩一
議事課参事	小池二郎

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第10回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、次期定例会についてお諮りいたします。

それでは、招集日、会期及び日程等について、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○吉田議会事務局長 それでは、次期定例会につきまして、資料1の平成30年11月定例会会期日程表(案)により御説明申し上げます。

本定例会の招集日は、11月30日の予定でございます。

会期は、11月30日から12月19日までの20日間を予定しております。

まず、11月30日は本会議でございまして、開会宣告の後、会期決定、議案上程、知事説明となります。

12月1日及び2日は、県の休日のため、3日及び4日は、議案調査のため、それぞれ休会でございます。

5日から7日まで及び10日は、一般質問でございます。

5日は、自由民主党、県民クラブ、公明党の順で、6日は、自由民主党、県民クラブ、自由民主党の順で、7日は、自由民主党、自由民主党、自由民主党の順でございまして、

8日及び9日は、県の休日のため、休会でございます。

10日は、自由民主党、自由民主党の順で一般質問があり、その後、議案等に対する質疑、委員会付託となります。

11日は、議案調査のため、12日は、特別委員会のため、13日及び14日は、常任委員会のため、15日及び16日は、県の休日のため、17日は、常任委員会のため、18日は、議事整理のため、それぞれ休会でございます。

19日の最終日は本会議でございまして、委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告の予定でございます。

なお、請願及び意見書等の締め切りは、12月5日の午後5時となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、次期定例会については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、その他に入ります。

まず、(1)大型スクリーンの設置に伴う議運申し合わせの一部改正についてお諮りいたします。

このことについては、9月定例会での運用状況等を踏まえた上で、申し合わせの一部改正を行い、次期定例会から本格的に運用することとしております。

そこで、資料2のとおり、私のほうで申し合わせの改正(案)を作成いたしましたので、議会事務局次長から説明をお願いいたします。

○横井議会事務局次長 それでは、大型スクリーンの設置に伴う議運申し合わせの一部改正について、改正案を御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

今回は、従来からございました「質問・答弁における資料等の持ち込みについて」の申し合わせを改正する形で対応することとしております。

まず、1、資料等の持ち込みにつきましては、(1)から(4)まで、基本的な文言の変更はございません。

次に、2、投影資料のスクリーンへの投影ですが、ここで、スクリーン投影に関する規定を新たに設けたものでございます。

まず、(1)を読ませていただきます。

「平成30年9月定例会から本会議場にスクリーンを設置したことに伴い、資料等の持ち込みに代えて、資料等を電子データにしたもの(動画を除く。以下「投影資料」という。)をパソコンを通してスクリーンに投影することができるものとする。なお、資料等の持ち込みと併せて、投影資料をスクリーンに投影することも可とする。」ということで、資料等の持ち込みにかえて、あるいは、あわせてスクリーンに資料を投影することができる旨定めております。

なお、動画につきましては、投影部分の具体的な発言及び会議録への反映が困難であることから、動画を除くとしております。

次に、右ページの(2)では、投影資料をスクリーンに投影する場合の方法及び運用については、前記1(1)から(3)までの例によるとしております。

その前記1が、左ページの1、資料等の持ち込みでございます。

(1)においては、事前に議長の許可が必要であること、(2)においては、資料は質問等に密接な関係があり、必要最小限とすること、(3)においては、発言のみが会議録に記載されることを念頭に置き、発言を工夫する

ことなどを定めておりますが、スクリーン投影の場合も、これらと同じ手続や運用を行うとするものでございます。

続きまして、右ページの(3)でございます。

投影資料のスクリーンへの投影に係るパソコン操作は、発言者本人または事務局職員が行うという操作に関する定めでございます。

最後に、3、パネル及び投影資料のコピーの配付ですが、パネルを持ち込む場合及び投影資料をスクリーンに投影する場合は、原則として、議席及び執行部席へ当該パネル及び投影資料のコピー(白黒、A4判)を配付するものとするというものです。

これまでも、パネルの持ち込みの際は、コピーを配付することとしておりましたが、スクリーンへの投影資料も同じ取り扱いにするというものでございます。

なお、申し合わせの一部改正に伴いまして、許可願例も一部変更しましたので、参考として資料2枚目に添付しております。御確認をお願いしたいと思います。

○溝口幸治委員長 ちょっと私のほうから1点補足しますけれど、指し示すというのがちょっと議論になったと思いますけれど、今度見ていただいたとおり、指し示すことが物理上かなり困難なところにスクリーンがあるということで、各党派、事前に前議会も含めてお話ししたら、もう指し示すのはちょっと無理だろうということもありました。

もしもその指し示すということで、レーザーポインター、あれを持って来た場合には、議長に申し出をせんといかぬもんですから、その時点で却下できるということで、あえてそこは書き込まなくてもいいだろうということにしました。

それと、せっかくつけましたので、まあ、我々の次の世代の人たちというのは、もうそういう教育を受けて上がってくるんですよ

ね。いかに有効にプレゼンをするかというのをやってきますので、あんまりがちがちせずに、この前の実証実験も含めて、この範囲でスタートをさせていただいて、また、まあ動画だけはちょっと、何人か動画もという話がありましたけれども、動画はやっぱりちょっとなじまないと思うし、例えば、30分動画を流して質問するというのも、その動画の部分が議事録に反映をされないということもあって、動画だけはちょっとなじまないと思いますので、この部分だけはもう完全に除いておきたいというふうに考えております。

ということで、皆さん方から何か御意見ございませんか。

○横井議会事務局次長 委員長、ちょっと追加でよろしいですか。

申しわけございません。追加で、申し合わせには書いてございませんけれども、関連いたしまして、スクリーンの上げ下げについてでございますけれども、9月定例会では、スクリーンを使用する議員の質問中は、常に下げた状態にしておく取り扱いとしましたけれども、一部の議員から、質問中、下げたままにしておくのはいかなものかとの御意見がございました。

ただ、使用する質問項目時のみ下げるとすると、複数の項目で使用する場合など、上げ下げのタイミングが難しく、また、上げ下げには各20秒程度を要し、稼働音が出るなどの問題がありますので、9月定例会と同様、スクリーンを使用する議員の質問中は、常に下げた状態にしておく取り扱いとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○溝口幸治委員長 ということですが、皆さん方から御質問ございませんか。

○松田三郎委員 今の話もそうでしょうけ

ど、9月で試験的にやってみて、議員の中からとか、あるいは事務局とか、あるいは執行部から、もうちょっとこうしたほうがいいのか、これはちょっとまずいよというのが幾つかあったかどうか、あったら教えていただきたい。

○溝口幸治委員長 1点は、動画を活用したらどうかという意見は確かに出たんですけども。

○松田三郎委員 9月にやってみて、ああ、やっぱりここはちょっといかんばいとか、もったこうすればというのが、事務局の中も含めて、今の上げ下げの話とか、ほかにはあんまりなかったですか。

○中村議事課長 9月議会が終わりましたから、質問された議員に御意見をお伺いいたしました。出ておりましたのが、要は、会議録を意識すると、資料の内容と発言する内容の兼ね合いが気になったという先生がいらっしやいました。あと、操作方法についてですけども、なかなか議員が質問しながら自分で操作するのは難しいので、事務局でやってほしいという意見もございましたし、あと、スクリーンの視認性についてでございますけど、画面は大きいけれども、文字がなかなか見えにくいと。ですから、例えば、夜の写真の場合、なかなか不鮮明でわかりづらい部分があったという意見もございました。

あるいは、利用に関する効果については、傍聴者には非常に好評だったという御意見、あるいは、写真やグラフ、データ等の提示は効果的だという意見もございましたし、あるいは、細かいデータ等は、やはり手元に紙があって、紙を見たほうがいいのかという御意見もございました。

あと、さっき委員長がおっしゃったように、動画も、将来的には使えるようにしたら

どうかという御意見もあったということでございます。

おおむね以上でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。もうちょっとこれ、小さいことですけど、申し合わせ事項の中で、質問または答弁に際して、これは変更ないところですけど、これは、答弁というのは、執行部の答弁に関してということも想定しているということでしたかね。

○中村議事課長 この申し合わせは、従来から答弁も含まれておりました。

○松田三郎委員 だったですね。だから、今度準用するわけでしょう。

○中村議事課長 そうです。

○松田三郎委員 投影資料の場合もこっちを準用するわけですね。

○中村議事課長 ただ、答弁で使用されたと確認できたのは、過去に、20数年前に1件あったということです。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、大型スクリーンの設置に伴う議運申し合わせの一部改正については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、2、その他で委員の皆様方から何か

ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、11月定例会開会日前日の11月29日木曜日、午前10時から開催いたします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 これをもちまして、第10回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長